

右卷通明所傳之書也

仕后子孫之

文政九年戊寅

新嘉



春



森



文



司



竹



小



春



深



春



山



春



所
御役人中様

黄女


中


老翁


宗


林


【釈文】

乍恐書付を以奉願上候

一 當町式丁目上組両側百姓一同奉申上候、
私とも町内市場之儀、追々疎漏ニ罷成、
流見セ而已繁栄仕候付、先年藤右衛門殿
御役中願上候處、御聞届被下、一同評議之上、
町々印杭御立被下候間、他所より参候
商人中江茂其旨相頼、一町限見せ張
取極候、然所、近頃魚商人殊外我儘
二而、勝手次第上市之節茂流見せ張
候様罷成、上組之者共難渋仕候ニ付、市
毎ニ罷出商人中江相頼候得ハ、一同
承知ケ成ニ、市之儀茂繁昌可仕候之所、
町内ニ住居罷在候魚商人、兎角我
意申募候間、外商人之差障ニも罷成、
追々議定違変ニ可罷成趣、左候得者
私とも組合一同難儀仕、殊ニ町内衰微
之基と歎敷奉存候、尤右之趣市毎ニ
商人方江茂懸合候所、其外之衆中
方ニ而者承知之旨ニ御座候得共、魚商人

四町目百姓幸右衛門後家店半蔵

一人、別而強性申募、我儘之至、不得

止事式町目上市之儀者相断候仕合

御座候、如此相乱候而者、行々町内之

難渋与可罷成候間、何卒格別之御

勘弁之以取極候御議定被仰付被下

候様、式町目上組百姓一同奉願上候、

右願之通御聞濟被下置候ハ、難有

仕合奉存候、以上

文政九年戌四月

新兵衛^印

幸 蔵^印

崑兵衛^印

文 助^印

四郎右衛門^印

傳 蔵^印

五兵衛^印

亀 吉^印

源 助^印

茂介^印

由右衛門^印

幸次郎^印

宗左衛門^印

林司^印

町

御役人中様

【読み下し文】

恐れ乍ら書付を以て願ひ上げ奉り候

一 當町式丁目上組両側百姓一同申し上げ奉り候、

私とも町内市場の儀、追々疎漏そろうに罷り成り、

流見セ〔Ⅱ店〕のみ繁栄仕り候（に）付、先年藤右衛門殿

御役中（に）願ひ上げ候處、御聞き届け下され、一同評議の上、

町々（に）印杭御立て下され候間、他所より参り候

商人中へも其の旨相い頼み、一町限り見せ張り

取り極め候、然る所、近頃魚商人殊の外我儘

にて、勝手次第（に）上市の節も流見せ張り

候様（に）罷り成り、上組の者ども難渋仕り候に付き、市

毎に罷り出る商人中へ相い頼み候えば、一同

承知が成るに、市の儀も繁昌仕るべく候の所、
町内に住居罷り在り候魚商人、兎角我が
意（を）申し募り候間、外商人の差し障りにも罷り成り、
追々議定違変に罷り成るべき趣、左候得ば
私とも組合一同難儀仕り、殊に町内衰微
の基と歎かわ敷く存じ奉り候、尤も右の趣市毎に
商人方へも懸け合い候所、その外の衆中
方にては承知の旨に御座候得ども、魚商人
四町目百姓幸右衛門後家店半蔵
一人、別て強性申し募り、我儘の至り、止むを得ず
事（に）、弐町目上市の儀は相い断り候仕合せ（に）
御座候、かくの如く相い乱れ候ては、行々町内の
難渋と罷り成るべく候間、何卒格別の御
勘弁の取り極め（を）以て候御議定仰せ付けられ下され
候様、弐町目上組百姓一同願い上げ奉り候、
右願の通り御聞き済み下し置かれ候はば、有り難き
仕合せ（と）存じ奉り候、以上

文政九年戊辰四月

幸 蔵^印

崑兵衛^印

文 助^印

四郎右衛門^印

傳 蔵^印

五兵衛^印

亀 吉^印

源 助^印

茂 介^印

由右衛門^印

幸次郎^印

宗左衛門^印

林 司^印

町

御役人中様

【解説】

今年も年の瀬が迫ってきました。桐生では今年、二年ぶりにゑびす講（西宮神社の恵比須講）で参道や山の手通り界限に夜店が並び、お正月を迎える気持ちが高まってきました。ゑびす講の夜店といえは、

福をかき集める縁起物の「熊手」に、桐生のゑびす講ではおなじみの「お宝」を扱う店。勿論、お好み焼きやたい焼きなどの飲食を売る店も欠かせませんが、昔は俎板まないたや桶といった家庭で使う道具や、植木を商う出店も随分とあったものです。

この時期、神社の例大祭で参道に出店が立ち並び、人々がそこで新年を迎えるための品物を買求める姿は、桐生のゑびす講に限った話ではなく、十一月の酉いづちの日に市が立つ、浅草のおおとり 鷲神社の酉いづちの市をはじめ、日本各地での年の瀬の風物詩となっています。

一昔前までは、十一月の声を聞くと商店街を挙げての年末謝恩セールなどもよく見る光景でしたが、これなども新しい年を迎えるにあたり、人々が様々なものを新調する風習に適ったものでした。クレジットカードによる支払いや分割・ボーナス払いといった支払い方法が普通となった今日ではピンと来ないかもしれませんが、現金での決済が基本だった当時、十一月に購入した品物の支払いは、十二月の大晦日払いということも普通に行われていました。いわゆる「盆暮ぼんぐれ払い」です。

人が多く集まるところには、自ずとそこには商いをする人々がやっつけてきて、色々な商品が並べられた店先では、売り買いの声飛び交う。これは古今東西を問わない市の姿です。日本では古く、すでに『日

『本書紀』に七世紀ごろの市の存在が記録されています。「なんと（七一〇）大きな平城京」でおなじみの平城京は、北側の中心に平城宮が置かれ、朱雀大路をはさんで東西に碁盤目状の街区が整然と並ぶのですが、その東側街区を「左京」、西側街区を「右京」といいます。その左京には「東市」が、右京には「西市」という官営の常設市が存在し、それぞれに市を管轄する役人（「市司」いちのつかさ）が常駐する官舎や「肆」・「塵」（ともに「いちくら」と読む。店舗のこと）が並ぶ店舗群が設けられていました。面白いことに、これが官営の市だったからでしょうか、市に「肆」を設営するのは国家の役目でした。平城京やその周辺で暮らす人々は、官人・私人を問わず、この市で生活に必要な物資を交易で手に入れていたのです。

市については大宝令（とそれを継受した養老令）の「関市令」げんしりょうにその細かな規制が記されています。いくつかを紹介すると、市は毎日正午頃に始まり、日没で終了する。肆ごとに商う商品名を標示し、市司はその商品の価値を三等（上・中・下の三等）に分け、十日ごとにそれぞれの等級の実売価格を記録して、季節ごとに上級官司である「京職」きやうしやくに報告する。交易の公正の基となる度量衡（度は「物差」ものさし・量は「ます」・衡は「さお秤」ばかり）は、毎年二月に大蔵省で精度の検査をする。官人が粗悪品を売買したら官職を解任され、寸法が公定の規格に足りないものは、売主が返品に応じることなどなど。変わったと

ころでは、市で商いをするときは男女が並んで座ってはならないことも定められていました。

中世の市の姿とえば、『一遍上人絵伝』(成立年は正安元年「二二九九」、以下『聖絵』とする)巻四の備前国福岡市びぜんのかふくおかのいちが有名です。道をはさむ形に板葺き屋根の掘立て長屋が五棟あり、下駄、布、米、魚、鳥、壺などが商われ、それを求める人々が品定めをしている様子が描かれています。市の裏手には川と川舟から荷を降ろそうとする男も確認できます。実は平城宮の東市・西市でも、ともに水路が検出され、水運を使って荷が市へと運び込まれたことが推測されています。市で売り捌くための大量の物資の運送には、牛馬による陸送よりも、船によるほうが効率的だったのでしよう。

また、『聖絵』巻四には信濃国しなののくにさくぐん佐久郡伴野市ともものいちの様子も描かれています。こちら道をはさんで六棟の草葺き屋根の掘立て長屋が並びますが、そこには商いをする人や市に買い物にやってきた人もなく、餌をあさる鳥や、じゃれ合う犬、放牧された牛などが描かれています。どうやらこの市は、月の内の定められた日にだけ開かれる定期市と考えられます。平城京の市は、常設で毎日開かれていましたが、『聖絵』が描く市は、月に数度の定期市の様。この差異は皇宮の置かれた宮都と、地方の里の差かもしれませんが、中世以降の市はこの定期市

(月に三回開かれれば「三斎市」、月に六回開かれれば「六斎市」という)が主流となっていきました。

『聖絵』に描かれたような市の姿を具体的にうかがわせる遺跡も発見されています。しもふるだて下古館遺跡(栃木県下野市)では、南北約四八〇

m、東西約一六〇mの範囲を空堀で囲み、その中心を「うしみち」といわれる幅一〇m前後の道路が南北に走っていることが確認されました(うしみちは空堀を土橋で渡る形となっており道は寸断されていない)。その東西両脇には、方形を基本とした小区画がいくつも検出され、その小区画内には柱穴(掘立て柱建物やそれらを囲む柵の跡)や方形竪穴遺構、井戸が多数発掘されています。出土した板碑いたびに「弘安四年(一二八一)年二月」の紀年が刻まれたものがあることから、この遺跡の上限は一三世紀後半頃と推定されています。

注目すべき点は、建物らしき遺構や井戸が多数検出されたにもかかわらず、住居跡から出土すべき「かわらけ」や「壺」「甕かめ」といったものはほとんど見つからないことです。一方で中国製の白磁や青磁の破片、瀬戸や常滑とこなめといった他所から持ち込まれた焼物の破片、鉄鍋や漆器・曲物、銭などが出土しています。そしてこの遺跡内の中央部には一段高い、約二十二m四方の正方形の築山と、その頂部には仏堂と思われる遺構があり、築山の周囲は広場の様な空間と

されてきました。さらに築山の北側には塚跡が確認されていることから、下古館遺跡は、この仏堂を中心とした法会や、ほうえそれとかかわりのある祭礼の際にだけ開かれた、定期市の遺構ではないかと推測されています。

江戸時代、桐生新町の市事情についても触れておきましょう。桐生新町の市については、第七回・九回に登場した新居甚兵衛の父、与市兵衛（峯章）が書き残した『桐生絹市故事』きりゆうきぬいちこじ（明和年間「一七六四―七七二成立」という史料に詳しく記録されています。それによれば、

市の起源は、桐生は以前から酉の町として諸国より商人が入ってきて賑わっていたが、やがて天満宮御縁日の二月二十五日と九月九日にちなみ、当初は、月毎の五と九のつく日に市を立てる六斎市ということになった。しかし近隣の大間々村の市が四と八の付く日、つまり桐生の市日の前日に立てられたことで、商人は皆大間々の市へ商品を持ち込み、大間々の市が繁昌した。

ところが享保十五年（一七三〇）十二月十四日、絹買衆（織物を買求める商人）が揃う前に、絹を売り込んではならないという取り決めを破り、広沢村の中里四郎兵衛が先に絹買に売ろうしたことで、大間々の市を仕切っていた星野武左衛門が、

四郎兵衛の絹を没収して返さないという事件が起きた。この武

左衛門の押領なる振舞いに義憤を感じた四郎兵衛の兄太郎兵衛と新居藤右衛門が、大間々の市が繁昌しているといってもそれは、絹買十人の内九人は桐生から買い付けに出向いたもので、売り捌かれるものをみてもその六七割は桐生から持ち込まれたものだから、むしろ桐生の市こそが繁昌してしかるべきだと決断。そこで翌春の吉日を選び、近村方と内々に相談し、新居藤右衛門と玉上甚兵衛が市立替の届を取りまとめ、周辺の村の織屋や買次かいじぎ（市で絹織物を買集め、江戸の店や諸国の店へ転売する商人）たちに大間々への出市を止め、桐生の市で売買をしてくれるよう内諾を得て、諸手配完了後、享保十六年二月十三日が初市となった。この年の七月には、市での商売の約束事が藤右衛門と甚兵衛の連名で出され、見世賃（買次出店料）は、台を設けてその上に登って商品を買入れる場合は二十四文、平買（路地に蓆を敷きそこで商品を買入れる場合）は十二文、競せりの売り手については見世賃なし、などが取り決められた。この藤右衛門らの画策により、桐生新町の市日は、三と七の日に移すことに成功し、各丁目の利益が均等になるように、三日は三丁目、七日は一丁目、十三日は五丁目、十七日は四丁目、二十三日は二丁目、二十七日は六丁目と順番に市を立てて、大いに繁昌することになりました。

しかし時間の経過とともに、市の規則が縷々るる乱れていったことを、今回の古文書からうかがい知ることが出来ます。この文書は、桐生新町二丁目上組両側百姓一同ということで、書上林司（差出人の一番最後の人物）ら十四人の人物が連名で、市の約束事を乱す四丁目住の魚商人半蔵に対して、議定（決まり事）を守るよう町役人から強く命じてもらいたいという願い書きで、文政九年（一八二六）に差し出されたものですから、先の市日立替の年からは、九十五年後の出来事となります。

ここでいう「上組」は二丁目が市を立てる日の世話人のことかと思われませんが、では同様に「下組」もあったのかも含めて、ほかの史料などからも確認できませんでした。「両側百姓」というのは、桐生新町は通りを挟んで東側・西側に屋敷が整然と立つ町並みでしたので、二丁目通りの東・西側に屋敷を構えた本百姓ということでした。彼らは、市へ見世（店）を開いて商いする者から参加手数料を徴収するなど、町内の市日にはその行事（世話）役を務めていたのです。

林司らは二丁目の市場が賑わなくなった理由として、「流見セ（流見世「ながれみせ」）が横行・繁栄していることを訴えます。流見世とは、市日に市とは別の場所に勝手に見世を開いて商いをする商売人のことで、これをされたら、本来なら市で商われるべき商品が他所で売られ、買い物をしようとする人たちが市へと集まらなくなりま

す。つまりこれでは、市の繁昌もままならず、市の出店から徴収できる金も入ってこないことから、「町内衰微」につながるというのです。そこで先年、各丁目の市行事一同評議の上、町境に目印となる杭を立てて、他所からくる商人たちへも、市が開かれている町内でのみ見世を出すよう取り決めたというのです。

ところが、近年、魚商人たちがこの約束を守らず、二丁目の上市の日にもかかわらず、他所で流見世を開くようになり、上組としては困りはて、各丁目の市に見世を出している商人たちに頼み込んだところ、一同承知のうえ、市を繁昌させようとなったのですが、町内住の魚商人はどうにも自分のわがままを通そうとあれこれ申し立て、他の商人の迷惑ともなっており、このまま議定を変更しようなどということにでもなれば、二丁目上組としては難儀に陥り、嘆かわしくも町内が衰微していくことになる、と訴えます。

このことを市に見世を出す商人たちへ掛け合ったところ、大方の者は承知してくれたのですが、ひとり四丁目の魚商人半蔵ばかりは、無理を言って強情わがままな限りで、止むを得ず二丁目の上市には、見世を出させないこととしましたが、このような決め事の乱れを許しては、この先も町内の難渋となりかねませんから、どうか取り決めた議定を守るように申し付けてください、と文は結ばれています。

さて、このような流見世の横行はなぜ起こったのでしょうか。華美

なものが好まれた文化・文政年間は、桐生織物が好調で、桐生新町とその周辺の村の織屋は好景気の中にあり、織屋で機を織る職人たちや、買次の下で働く奉公人たちの数も増加の一途をたどります。市は織物の原材料である生糸の買い付けや、織り上がった反物を商うばかりでなく、こうした人々が、必要とする生活物資を入手する場でもあったわけですから、増加した人口（需要）に対し、それに見合うだけの商品（供給）が足りない事態となれば、市以外の場所に流見世が開かれてしまうのも、やむを得ないことだったのかもしれませんが。

今回紹介した古文書に書かれた、市以外での流見世の横行については、すでに文政五年十一月の廻状かいじょうに確認できます（『桐生織物史』上巻 四二七頁）。

そこでもやはり、杭を立てた市場の外で、流見世が商いをしていること、特に生糸商いではそれが数多いことから、市場の外では生糸を扱う者に見世貸しをしてはならないこと、そしてこのことに違反したものは罰金として三貫文を課すことが示されていますが、興味深いのは、居酒屋・そば屋・茶漬屋等でも、規格品の生糸を売買しているものがあると聞くにつけ、度々そのようなことはならぬ旨申し渡してきたが、今に至っても止むことがない、よって今後はこれを禁止とし、万が一それでもそれに手を染める者がいたら、やはり罰金三貫文を課すと、町役人から新町西側の百姓らふれがきに触書が出されています。